

OUR Project（生活・文化拠点再整備事業） 管理・運営及び管理・運営予定者に係る基本協定書（案）

藤沢市（以下「市」という。）は、OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）（以下「本プロジェクト」という。）に関し、株式会社●●●●を代表とするグループ（以下「管理・運営予定者」という。）を「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託」（以下「管理・運営計画策定業務」という。）の受託予定者として決定したことを確認し、次のとおり、本プロジェクトに関する管理・運営及び管理・運営予定者に係る基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本基本協定は、市及び管理・運営予定者が、本プロジェクトの推進に向け、連携して取り組むことを目的とする。

第2条（市及び管理・運営予定者の責務）

市及び管理・運営予定者は、本プロジェクトの推進に係る次の各号の事項について信義に従い、誠実に連携協力するものとする。

2 市は、管理・運営予定者を管理・運営計画策定業務の完了後に予定している後続業務（実施設計及び建設工事への協力（モニタリング）業務、市民参画プラットフォーム及びプレ企画等運営実施協力業務（以下合わせて「管理・運営後続業務」という。））の随意契約による受託予定者であることを想定し、本プロジェクトを推進するものとする。ただし、実際に随意契約による業務委託を行うかについては、管理・運営予定者の管理・運営計画策定業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で、市が総合的に判断し、市議会における予算の議決承認等の手続きをもって決定するものとする。

3 市は、管理・運営予定者を、本プロジェクトにおける施設の管理・運営を行う指定管理者の予定者として位置付け、管理・運営計画策定業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で、管理・運営予定者が指定管理者となることが妥当と考える場合には、指定管理者としての指定に向けた手続きを進めることを想定し、本プロジェクトを推進するものとする。ただし、指定管理者の指定は、市議会における議決事項であり、本基本協定の締結をもって確約するものではない。

4 市は、管理・運営予定者が管理・運営計画策定業務及び管理・運営後続業務を行うに当たり、市民及び各関係機関との調整を適切に実施するものとする。

5 管理・運営予定者は、自ら管理・運営後続業務の受託予定者及び指定管理者の予定者となることを想定し、管理・運営計画策定業務委託の実施期間中、又は管理・運営後続業務及び指定管理者として実施する開館準備業務の実施予定時期の前年度までに、その具体的な業務内容について市と協議を行うものとする。

6 管理・運営予定者は、自ら管理・運営後続業務の受託予定者及び指定管理者の予定者となることを想定し、管理・運営計画策定業務委託の実施期間中、又は管理・運営後続業務及び指定管理者として実施する開館準備業務の実施予定時期の前年度までに、適切な業務実施体制の構築を図るものとする。

第3条（役割分担）

本プロジェクトの推進に際し、管理・運営予定者は、別紙のとおり実施するものとする。

なお、代表企業は構成員の業務を統括し、管理・運営計画策定業務及び管理・運営後続業務に関する責任を有するものとする。また、構成員に変更があった場合は、速やかに市に対して、別紙及びその他必要書類を提出し、承諾を得なければならないものとする。

第4条（構成員の変更等）

管理・運営予定者の代表企業は、管理・運営計画策定業務受託者及び管理・運営後続業務受託者としての契約期間、さらに指定管理期間を通じ、継続して代表企業を務めるものとする。

2 管理・運営予定者の構成員のうち、「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル公募要領」に定めるキュレーション担当企業は、管理・運営計画策定業務受託者及び管理・運

営後続業務受託者としての契約期間、さらに指定管理期間を通じ、継続してキュレーションに関する業務を担当するものとする。

3 管理・運営予定者は、構成員の追加、変更を行う場合には、市の承諾を得るものとする。ただし、代表企業及びキュレーション担当企業は、原則変更できないものとする。

第5条（有効期間）

本基本協定の有効期間は、市と管理・運営予定者による本プロジェクトの指定管理業務に係る基本協定の締結日までとする。

第6条（その他）

市及び管理・運営予定者は、本基本協定の有効期間中、国内外の法令を遵守するものとする。

2 本基本協定に定めのない事項、変更を必要とする事項が生じたときは、市及び管理・運営予定者は誠実に協議し、これを解決するものとする。この場合において、市及び管理・運営予定者のいずれかが必要と認めるときは、協議し、解決した内容について書面を取り交わして確認するものとする。

3 市及び管理・運営予定者は、本基本協定の合意内容を遵守することができない事由が生じ、その破棄を希望するときは、相手方にその旨を申し出ることができるものとする。

4 前項の規定による申出があったときは、市及び管理・運営予定者は誠実に協議し、申出に係る事由がやむを得ないと双方で合意した場合に限り、本基本協定を破棄することができるものとする。この場合において、市及び管理・運営予定者は、自らに損害が生じたときにその賠償を相手方に請求し、又は相手方の不法行為若しくは債務不履行の責任を問うなど、争うことはしないものとする。

3 本基本協定に関し疑義が生じた場合には、市及び管理・運営予定者の間で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本基本協定締結の証として、本基本協定書を2通作成し、市及び代表企業がそれぞれ記名押印の上、保有する。

2025年（令和7年）●月●日

藤沢市

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市長 鈴木 恒夫

印

（管理・運営予定者）

代表企業（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

印

※  の部分は、複数の企業により構成されるグループの場合に応じ適宜修正するものとします。

(別紙)

2025 年（令和 7 年） 月 日

管理・運営予定者構成表

(宛先) 藤沢市長 鈴木 恒夫

〔応募者の代表企業〕

所在地又は住所

商号又は名称

代 表 者 名

印

OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）管理・運営及び管理・運営予定者に係る基本協定書第 3 条の規定に基づく役割分担について、次のとおり実施するものとします。

代表企業
所在地又は住所： 商号又は名称： 代表者名：
本事業における役割： ☐ キュレーション担当企業 / ☐ オペレーション担当企業 / ☐ コンテンツ提供担当企業 主な役割（ ）
構成員
所在地又は住所： 商号又は名称： 代表者名：
本事業における役割： ☐ キュレーション担当企業 / ☐ オペレーション担当企業 / ☐ コンテンツ提供担当企業 主な役割（ ）
構成員
所在地又は住所： 商号又は名称： 代表者名：
本事業における役割： ☐ キュレーション担当企業 / ☐ オペレーション担当企業 / ☐ コンテンツ提供担当企業 主な役割（ ）